

## 北海道立高等学校等学び直し支援金の支給要領

(平成 26 年 5 月 21 日教育長決定)

(令和 4 年 6 月 7 日 一部改正)

(令和 4 年 7 月 25 日 一部改正)

(令和 5 年 5 月 24 日 一部改正)

### (通則)

第 1 条 この要領は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）に基づき、国庫補助金事業として北海道が行う北海道立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 この要領に基づいて支給される学び直し支援金は、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）が北海道立高等学校及び北海道立中等教育学校（以下「道立高等学校等」という。）に在学する生徒に対して、学び直し支援金を支給することにより、道立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (支給対象)

第 3 条 この要領に定める学び直し支援金の支給対象は、道立高等学校等に在学する生徒で、次の各号の全てに該当する者のうち、教育委員会が認定した者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第 3 条第 2 項第 2 号に該当する者
- (4) 平成 26 年 4 月 1 日以降に法第 2 条に規定する高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正後の法第 5 条に規定する高等学校等就学支援金の受給者であった者又は同法第 3 条第 2 項第 3 号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 法第 2 条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して 24 月以上受けていない者

(7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

ア 成年年齢の引き下げに伴い、令和4年4月以降、学び直し支援の対象者は大半が成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、就学支援金から学び直し支援金に切り替わることで判定における取扱いが変更とならないよう、現籍校での就学支援金の判定における「保護者等」と同じ者を指すものとして取り扱うこととする。

イ 令和4年7月支給分以降は、学び直し支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（保護者等が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族とする場合に限る。）に、法第3条第2項第3号に基づき高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項により算定基準額を算定するときは、同項中「十六歳に達した者であるときは、当該合計額から三十三万円」を「十九歳に達した者であるときは、当該合計額から十二万円」と読み替えるものとする。

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

（学び直し支援金の額）

第4条 学び直し支援金の額は、毎年度、受給権者が法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。ただし、単位制による定時制の課程又は通信制の課程に在籍する受給権者が年度途中で転退学した場合は、当該年度末まで在籍したものとみなして学び直し支援金の額を算定する。

（支給期間）

第5条 支給期間は最大24月とする。

（高等学校等就学支援金の取扱いの準用）

第6条 学び直し支援金の支給に当たっては法第4条、第6条から第10条まで及び第17条、政令第5条、省令第3条、第4条及び第8条から第12条まで並びに北海道立高等学校等就学支援金の支給要領（平成26年3月31日教育長決定）第5条から第7条の2までに定める取扱いを準用する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、学び直し支援金を支給するために必要な事項は、学校教育局道立学校配置・制度担当局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月7日 教育長決定）

この要領は決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月25日 教育長決定）

この要領は決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則（令和5年5月24日 教育長決定）

この要領は決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。